

定 款

令和5年	1月26日	臨 時 評 議 員 会
令和5年	2月17日	新潟県知事認可(届出)申請
令和5年	6月13日	新潟県知事認可(受理)

(最終登記日)

令和4年	4月12日	登	記
------	-------	---	---

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人短期入所施設の経営
- (ハ) 老人ディサービス事業の経営
- (ニ) 老人ディサービスセンターの経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 老人福祉センターの経営
- (チ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (リ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヌ) 障害児通所支援事業の経営
- (ル) 一般相談支援事業の経営
- (ヲ) 特定相談支援事業の経営
- (ワ) 障害児相談支援事業の経営
- (カ) 移動支援事業の経営
- (ヨ) 地域活動支援センターの経営
- (タ) 複合型サービス福祉事業の経営
- (レ) 病児保育事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 長岡福祉協会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を新潟県長岡市深沢町字高寺 2 2 7 8 番地 8 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 3 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1 0 0 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに

限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、5名以内を常務理事とすることができる。

4 前項の副理事長、常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算

書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案

して、特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第25条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを

除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 基本財産(土地)

No.	住 所	筆数	面積 (㎡)	事業種類	施 設 名
1	新潟県長岡市深沢町 字高寺2278番8	1	2,650.15	障害児入所施設	長岡療育園
2	新潟県長岡市深沢町 字高寺2278番7	1	448.20	障害児入所施設	長岡療育園
3	新潟県長岡市深沢町 字高寺2278番13	1	363.85	障害児入所施設	長岡療育園
4	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番5	1	12,841.03	障害児入所施設	長岡療育園
5	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番4	1	209.83	障害児入所施設	長岡療育園
6	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番11	1	1,956.27	障害児入所施設	長岡療育園
7	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番20	1	3,144.73	障害児入所施設	長岡療育園
8	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番22	1	259.99	障害児入所施設	長岡療育園
9	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番27	1	275.85	障害児入所施設	長岡療育園
10	新潟県長岡市上富岡町 字松山1961番28	1	61.33	障害児入所施設	長岡療育園
11	新潟県長岡市西津町 字原4630番1	1	466.90	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
12	新潟県長岡市西津町 字原4666番	1	399.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
13	新潟県長岡市西津町 字原4667番	1	740.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
14	新潟県長岡市西津町 字原4668番	1	1,176.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
15	新潟県長岡市西津町 字原4669番1	1	684.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園

16	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 0 番 1	1	94.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
17	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 1 番	1	429.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
18	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 2 番	1	350.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
19	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 3 番	1	429.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
20	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 4 番	1	406.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
21	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 5 番	1	839.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
22	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 7 6 番	1	327.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桐樹園
23	新潟県長岡市西津町 字原 4 6 3 2 番	1	594.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	桜花園
24	新潟県長岡市三ッ郷屋町字下川原 3 8 2 番 1	1	670.63	軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス西長岡
25	新潟県長岡市三ッ郷屋町字下川原 3 8 3 番 1	1	670.63	軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス西長岡
26	新潟県長岡市王番田町 字早稲田 2 8 9 8 番	1	5,000.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	リハビリセンター王見台
27	新潟県長岡市王番田町 字早稲田 2 8 9 9 番	1	5,000.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	リハビリセンター王見台
28	新潟県長岡市王番田町 字早稲田 2 9 0 0 番	1	5,000.00	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	リハビリセンター王見台
29	新潟県長岡市王番田町 字早稲田 2 9 0 1 番	1	4,396.36	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	リハビリセンター王見台
30	新潟県長岡市蔵王 1 丁目 9 1 番 1	1	1,161.97	障害福祉サービス事業	ワークセンターざおう
31	新潟県小千谷市大字 小栗田字道東 2 4 0 0 番 6	1	9,107.58	障害福祉サービス事業 共同生活援助	ワークセンター小千谷 さくら グループホーム小千谷 さくら
32	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 3	1	6,977.48	軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス小千谷さくら
33	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 6	1	1,626.46	軽費老人ホーム(ケアハウス)	ケアハウス小千谷さくら
34	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 4	1	8,872.03	特別養護老人ホーム	おぢやさくら
35	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 5	1	2,878.11	特別養護老人ホーム	おぢやさくら
36	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 7	1	3,416.69	特別養護老人ホーム	おぢやさくら
37	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 8	1	5,184.48	特別養護老人ホーム	おぢやさくら
38	新潟県小千谷市大字 小栗田字幅 2 7 3 2 番 1 9	1	1,360.57	特別養護老人ホーム	おぢやさくら
39	新潟県三条市大字下須頃 字野中 1 0 2 3 番 2	1	877.81	障害福祉サービス事業	ケアステーション県央
40	新潟県長岡市千秋二丁目 2 2 1 番 1 4	1	4,000.33	小規模特養 障害福祉サービス事業	福祉の駅千秋

41	新潟県長岡市大島町字谷内甲 1 1 6 1 番	1	1,204.09	小規模多機能型居宅介護事業	サポートセンター大島
42	新潟県長岡市喜多町 2 9 0 0 番	1	3,998.23	特別養護老人ホーム	サポートセンター喜多町
43	新潟県長岡市高頭町字大上甲 1 7 3 7 番	1	919.00	病児保育事業	すとか
44	新潟県長岡市与板町中田字江割 5 8 番 3	1	13.00	老人短期入所施設	サポートセンター与板
45	新潟県長岡市与板町中田字江割 5 9 番 1	1	638.00	老人短期入所施設	サポートセンター与板
46	新潟県長岡市与板町中田字江割 6 0 番	1	753.00	老人短期入所施設	サポートセンター与板
47	新潟県長岡市与板町中田字屋敷割 1 3 1 番 1	1	565.69	老人短期入所施設	サポートセンター与板
48	新潟県長岡市与板町中田字屋敷割 1 3 1 番 2	1	261.00	老人短期入所施設	サポートセンター与板
49	新潟県長岡市与板町中田字屋敷付 1 3 2 番 1	1	559.96	老人短期入所施設	サポートセンター与板
50	新潟県長岡市与板町中田字屋敷付 1 3 2 番甲	1	42.97	老人短期入所施設	サポートセンター与板
51	新潟県長岡市与板町中田字屋敷付 1 3 2 番丙	1	49.58	老人短期入所施設	サポートセンター与板
52	新潟県小千谷市大字小栗田字道東 2400 番地 6	1	9,107.58	共同生活援助	グループホーム第 2 小千谷さくら

(2) 基本財産 (建物)

No.	所 在	構 造	棟	床面積 (㎡)	建物の名称
1	新潟県長岡市上富岡町字松山 1961 番地 5、1961 番地 7、1961 番地 11、1961 番地 20、1961 番地 21、1961 番地 22、1961 番地 27、1961 番地 28 同市深沢町字高寺 2278 番地 8、2278 番地 13	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 8 階建	1	21,953.65 の内 68/100	長岡福祉協会園舎 (長岡療育園、こぶし園)
	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		27.21 の内 68/100	機械室 (長岡療育園)
2	新潟県長岡市関原南 1 丁目 4526 番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1	395.25	長岡福祉協会園舎 (デイサービスセンター関原)
3	新潟県長岡市上除町西 1 丁目 411 番地、412 番地	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1	316.32	長岡福祉協会園舎 (ケアプランセンター上除)
4	新潟県長岡市永田 2 丁目 57 番地 4	鉄骨造 2 階建	1	523.74	長岡福祉協会園舎 (ケアプランセンター永田)
5	新潟県長岡市信濃 2 丁目 998 番地 82、998 番地 80	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建	1	3,577.75	長岡福祉協会園舎 (ケアハウスしなの)
6	新潟県長岡市西津町字原 4630 番地 1、4666 番地、4667 番地、4668 番地、4671 番地、4672 番地、4673 番地、4674 番地、4675 番地、4676 番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	1	5,265.14	長岡福祉協会園舎 (桐樹園、桜花園)
	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建		41.40	車庫 (桜花園)

7	新潟県長岡市三ッ郷屋町 字下川原 382 番地 1、383 番地 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 6 階建	1	2,522.49	長岡福祉協会園舎 (ケアハウス西長岡)
8	新潟県長岡市関原町 1 丁目 字中原 3195 番地、3194 番地 1、3194 番地 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建、鉄筋コン クリート造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	1	1,257.63	長岡福祉協会園舎 (サンスマイル・野いち ご工房)
9	新潟県長岡市王番田町 字早稲田 2898 番地、2899 番地、2900 番地	鉄筋コンクリート・鉄骨 鉄筋コンクリート造 陸屋根・コンクリート屋 根 2 階建	1	5,361.39	長岡福祉協会園舎 (リハビリセンター王見台)
10	新潟県長岡市蔵王 1 丁目 91 番地 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1	576.90	長岡福祉協会園舎 (ワークセンターさおう)
11	新潟県小千谷市大字小栗田 字幅 2732 番地 13	鉄筋コンクリート造 陸屋根アルミニウム 板葺 3 階建	1	2,371.99	長岡福祉協会園舎 (ケアハウス小千谷さくら)
12	新潟県小千谷市大字小栗田 字道東 2400 番地 6、 同市大字小栗田字幅 2732 番地 17	鉄骨造ステンレス鋼 板葺平家建	1	522.84	長岡福祉協会園舎 (ワークセンター小千谷 さくら)
13	新潟県小千谷市大字小栗田 字道東 2400 番地 6、 同市大字小栗田字幅 2732 番地 14	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建	1	397.61	長岡福祉協会園舎 (グループホーム小千谷 さくら)
14	東京都港区新橋 6 丁目 12 番地 1	鉄骨鉄筋コンクリー ト造陸屋根地下 1 階 付 8 階建	1	9,986.65	長岡福祉協会園舎 (福祉プラザさくら川)
15	新潟県小千谷市大字小栗田字幅 2732 番地 14、2732 番地 2、2732 番 地 15	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1	5,372.87	長岡福祉協会園舎 (特養おぢやさくら)
16	新潟県長岡市寺泊花立 786 番地 1	木造金メッキ鋼板・セメント 瓦葺平家建	1	376.53	長岡福祉協会園舎 (ワークセンター寺泊)
17	新潟県三条市大字下須頃 字野中 1023 番 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	1	227.34	長岡福祉協会園舎 (ケアステーション県央)
18	新潟県長岡市千秋二丁目 221 番 14	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1	939.00	長岡福祉協会園舎 (ワークセンター千秋)
19	新潟県長岡市千秋二丁目 221 番 14	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建	1	3,747.45	長岡福祉協会園舎 (高齢者ケアセンター千 秋)
20	新潟県長岡市関原南一丁目 4386 番地、4385 番地	木造合金メッキ鋼板 葺平家建	1	281.55	長岡福祉協会園舎 (アネックス関原)
21	新潟県小千谷市片貝町字諏訪宮 4708 番地 1、4702 番地 1、4706 番 地 1、4708 番地 3	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1	1,299.51	長岡福祉協会園舎 (福祉ガーデン片貝さく ら)
22	埼玉県和光市広沢 4847 番地 5	鉄骨造ルーフィング ぶき 2 階建	1	677.26	長岡福祉協会園舎 (サポートセンター広 沢)
23	新潟県長岡市大島町字谷内甲 1161 番地	鉄骨造陸屋根 2 階建	1	425.25	サポートセンター大島

24	新潟県長岡市喜多町 2900 番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	1	2,797.11	長岡福祉協会園舎 (こぶし園)
25	新潟県長岡市高頭町字大上甲 1737 番地	鉄骨造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	1	135.27	長岡福祉協会園舎 (すとく)
26	新潟県長岡市与板町中田字屋敷割 131 番地 1、同市与板町中田字江割 59 番地 1、同市与板町中田字屋敷付 132 番地 1、132 番地甲、132 番地丙	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	1	1287.14	長岡福祉協会園舎 (サポートセンター与板)
27	〃	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	1	6.69	ポンプ室 (サポートセンター与板)
28	新潟県小千谷市大字小栗田字道東 2400 番地 6 新潟県小千谷市大字小栗田字道東 2732 番地 17	鉄骨造合金メッキ鋼 板ぶき平家建	1	243.61	グループホーム第 2 小千谷さくら

- 3 その他財産は基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 40 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の経営
- (2) 老人訪問看護事業所の経営
- (3) 医療提供施設の経営
- (4) 介護保険法などに定める訪問調査等の事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 長岡市高齢者センターの経営
- (7) 地域包括支援センターの経営
- (8) 重症心身障害児(者)通園事業
- (9) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (10) 介護離職防止に資するセミナーの開催、相談等の事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) 介護職員養成研修事業
- (13) 奨学金の貸与
- (14) 新型コロナウイルス感染症軽症者宿泊施設宿泊療養者夜間電話相談等対応業務の受託
- (15) 生活困窮者自立支援法に基づく事業
- (16) 無料職業紹介事業
- (17) 介護福祉士養成施設の経営
- (18) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に

掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人長岡福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	田 宮	崇
理 事	足 立	修 嶽
〃	池 田	与 市 郎
〃	工 藤	辰 夫
〃	窪 沢	泰 忍
〃	斎 藤	博
〃	田 宮	宗 英
〃	早 坂	泰 次 郎
〃	矢 代	勇
〃	山 崎	貫 三
監 事	江 口	義 輝
〃	小 林	清

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

以上は、当法人の定款である。

令和 年 月 日

社会福祉法人 長岡福祉協会
理事長 田宮 崇